

## 高知県工賃等向上アドバイザー事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「工賃向上計画」又は「経営改善計画（賃金向上計画を含む。）（以下「計画」という。）を作成し、これに基づき工賃及び賃金（以下「工賃等」という。）水準の向上に取り組む県内の就労継続支援B型事業所等（以下「事業所等」という。）のニーズや課題等に応じて「高知県工賃等向上アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を派遣等し、生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他工賃等水準の向上を図るための取組を推進することを目的とする。

### (支援の種類等)

第2条 アドバイザーによる支援の内容については、別表1の分類表のとおりとする。

### (支援対象の事業所等)

第3条 アドバイザーによる支援の対象は、次の各号のいずれかに該当する団体等（以下「事業主体」という。）とする。

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 就労継続支援A型事業所（経営改善計画又は賃金向上計画を県に提出している事業所又は県が認めた事業所）
- (3) 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃向上に意欲的に取り組む事業所について県が認めた事業所
- (4) 共同受注窓口（県からの委託を受けて企業等による物品等の調達を前各号に掲げる事業所にあっせんし、又は仲介する等の業務を行う組織）

### (派遣等の申請)

第4条 アドバイザー事業を活用しようとする事業主体は、別記様式第1号による高知県工賃等向上アドバイザー事業申請書を知事に提出するものとする。

### (派遣等の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、アドバイザーの派遣等の適否を決定して、その旨を申請者に文書により通知する。

(派遣等の変更及び中止)

第6条 前条の規定により派遣等の決定を受けた事業主体は、アドバイザーの変更をするとき、指導・助言等の内容の変更をするとき、指導・助言等の回数の増加変更をするときは、あらかじめ、別記様式第2号による高知県工賃等向上アドバイザー事業変更(中止)申請書を知事に提出するものとする。なお、回数を減少する変更の場合は、その旨を知事に通知するものとする。

(派遣等の変更(中止)決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、アドバイザー派遣等の変更(中止)を決定し、結果を事業主体及びアドバイザーに通知する。

(アドバイザーへの謝金の支払)

第8条 アドバイザーへの謝金の額は、予算の範囲内において、別表2に定める基準額と県の旅費規定に基づき算定した旅費相当額の合計額とする。

2 謝金の支払は、指導・助言等の終了後に別記様式第3号による高知県工賃等向上アドバイザー指導・助言日誌を提出を県が受理した後に支払うものとする。

なお、高知県工賃等向上アドバイザー指導・助言日誌については、高知県工賃等向上アドバイザー事業を活用した事業主体が内容を確認して知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 事業主体は、指導・助言等を完了したときは、30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による実績報告書を提出するものとする。

(事業の進捗状況報告)

第10条 事業主体は、指導・助言等を実施した年度の翌年度の9月末日の事業の進捗状況について、10月末日までに、別記様式第5号により報告するものとする。

(情報の開示)

第11条 高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく、開示請求があった場合には、原則として開示する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成23年5月18日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年5月18日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月6日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月29日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月25日から施行する。

別表1（第2条関係）

## 分類表

支援分類（大分類）		支援分類（中分類）		派遣等の回数
番号	内容	番号	内容	
1	経営改善支援	(1)	経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援	予算の範囲内で実施
		(2)	工賃向上計画・賃金向上計画等の策定支援及び管理者の意識改善	
2	事業所職員の人材育成の研修会	(1)	商品開発や販売戦略、生産効率向上のための企業的手法の導入などに係る研修会の開催	
3	I C T技術を活用した業務支援	(1)	I C T技術を活用した業務に関する指導・助言	
4	販路開拓支援	(1)	販売会及び商談会（利用者参加型）の実施支援	
5	農福連携による障害者の就労促進プロジェクト	(1)	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	
		(2)	農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	
6	その他	(1)	工賃向上計画に基づく具体的な取組支援	
		(2)	県が実施する賃金向上のための取組支援	

別表2（第8条関係）

## 謝金基準表

基準	謝金額
(1) 1回の指導・助言に要する時間が4時間以上となる場合	50,000円/回
(2) 1回の指導・助言に要する時間が4時間未満となる場合	30,000円/回